

奈良県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ノチオカ薬局	桜井市桜井八七三	平成二十三年二月二十八
あくね歯科	大和郡山市小泉町一五九九	日 平成二十三年三月三十一